

# 中津川市水防計画

(令和4年3月改訂)

中津川市

# 目 次

## 第1章 総 則

第1節	計画の目的	---	---	1
第2節	用語の定義	---	---	1
	1	水防管理団体（指定）		
	2	水防管理者		
	3	水防警報		
	4	水位情報周知河川		
	5	洪水特別警戒水位		
第3節	水防の責任等	---	---	1
	1	水防管理団体の責任		
	2	ため池管理者の責任		
	3	一般住民の義務		

## 第2章 水防組織

第1節	中津川市水防隊の設置	---	---	2
	1	設置基準		
	2	水防隊本部		
	3	水防支隊		
第2節	水防非常配備	---	---	4
	1	水防隊本部の非常配備		
	2	水防分隊の非常配備		
	3	水防支隊の非常配備		
	4	非常配備の伝達		
第3節	執 務	---	---	5
	1	水防隊本部の執務		
	2	水防支隊の執務		
第4節	解 除	---	---	6

## 第3章 水防警報および洪水特別警戒水位

第1節	予報警報の種類	---	---	7
第2節	知事が発表する水防警報	---	---	7
	1	水防警報の段階と内容		
	2	水防警報の発令基準		
	3	水防警報発令基準地点		
第3節	知事が発表する避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報	---	---	8
	1	洪水特別警戒水位の内容		
	2	避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達発表基準地点（知事が指定する水位（情報）周知河川）		

# 目 次

## 第4章 水防活動

第1節	監視と警戒	---	9
	1	常時監視	
	2	非常警戒	
	3	警戒区域の設定	
第2節	ため池等の操作	---	9
第3節	避難のための立退	---	10
第4節	水防作業	---	10
	1	水防工法	
	2	水防作業上の心得	
	3	応援協力	
第5節	水防標識	---	12
第6節	水防信号	---	12
第7節	決壊の通報と決壊後の処置	---	13
	1	決壊の通報	
	2	決壊後の処置	
第8節	費用負担と公用負担	---	13
	1	費用負担	
	2	公用負担	
第9節	水防記録と水防報告	---	14
	1	水防記録	
	2	水防報告	
第10節	水防訓練	---	15

## 第5章 水防施設

第1節	水防倉庫	---	16
	1	市の水防倉庫	
	2	水防倉庫の資材基準量	
第2節	土のう用土砂採集予定地および確保	---	16
第3節	水防施設および資器材	---	17

## 第6章 重要水防箇所

第1節	定義	---	18
第2節	重要水防箇所	---	18

## 資 料

重要水防箇所（県管理区間）	---	19
---------------	-----	----

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、水防法（以下「法」という。）第32条の定めるところにより、管内各河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項を具体的に定め、水防活動の万全を期することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

### 1 水防管理団体（指定）（法第2条、法第4条）

中津川市をいう。

### 2 水防管理者（法第2条第2項）

水防管理団体の長である中津川市長をいう。

### 3 水防警報（法第16条）

知事が洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水防警報を発する河川）について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、知事が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

### 4 水位情報周知河川（法第13条第2項）

知事が洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川で、流域面積が比較的小さく、洪水予報により住民の安全な場所への避難を可能にする時間的余裕がない河川であって、洪水特別警戒水位を設定することにより、水災時の被害軽減を図ろうとする河川をいう。

### 5 洪水特別警戒水位（法第13条第2項）

「警戒水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」で、住民の避難に資するため、水位情報周知河川の水位がこの洪水特別警戒水位に達した場合に、知事は水防管理者に通知するとともに一般に周知させなければならない。

## 第3節 水防の責任等

### 1 水防管理団体の責任（法第3条）

管轄区域内の水防を十分に果たす責任を有する。

### 2 ため池等管理者の責任

水害が予想されるときは、必要に応じ、当該ため池等の取水施設等の開閉を行わなければならない。

### 3 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。



- ③ 水防分隊の編成および分担任務は、次表によるものとする。

分隊構成および分担任務

職名等	担当職	分担任務	分担区域
第1分隊長	中津川消防団 中津 分団長	隊長の命を受け分隊を統括し、 隊員を指揮監督する。	中津地区
第2分隊長	中津川消防団 苗木 分団長		苗木地区
第3分隊長	中津川消防団 坂本 分団長		坂本地区
第4分隊長	中津川消防団 落合 分団長		落合地区
第5分隊長	中津川消防団 阿木 分団長		阿木地区
第6分隊長	中津川消防団 神坂 分団長		神坂地区

(注意)

\*分隊は、当該区域の水防活動を担当する。

なお、各分隊は、分担区域の任務によるほか、余裕のあるときは必要に応じ他の分隊の水防活動の応援をするものとする。

\*予備隊

一般住民は、予備隊として水防活動に協力するものとする。

### 3 水防支隊

- ① 水防支隊は、各総合事務所単位に組織し、支隊長には総合事務所長をあてる。
- ② 支隊の担当区域は次表のとおりとし、支隊の組織および分担任務は、本部に準じて支隊長が定めるものとする。

支隊名	担当区域
坂下支隊	坂下・上野地区
川上支隊	川上地区
加子母支隊	加子母地区
付知支隊	付知町地区
福岡支隊	田瀬・下野・福岡・高山地区
蛭川支隊	蛭川地区
山口支隊	山口地区

## 第2節 水防非常配備

### 1 水防隊本部の非常配備

- ① 水防隊本部は、水害の防止および軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう、本節に定めるところにより非常配備を行う。

非常配備の基準は、次によるものとする。

区 分		配備時期	配備班	態 勢
第 1 配備	準備体制	① 次の注意報のうちいずれかが発表され、気象状況等から本部長が必要と認めるとき 大雨注意報 洪水注意報 ② その他本部長がこの体制を命じたとき	総務部および建設部の各待機班1班より順次交代による配備	情報連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる態勢とする
	初動体制	① 次の警報のうちいずれかが発表されたとき 大雨警報 洪水警報 ② その他本部長がこの体制を命じたとき		
第 2 配備	警戒体制	① 次の警報のうちいずれかが発表され、局地的かつ小規模な災害が発生したとき 大雨警報 洪水警報 ② 知事が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達を発表したとき ③ その他本部長がこの体制を命じたとき	所属人員の半数をもって配備	水防活動の必要な事態となれば、そのまま遅滞なく水防活動が遂行できる態勢とする
第 3 配備	非常体制	事態が切迫し、水防活動が予測され、または、事態の規模が大きくなって第 2 配備では処理できないと判断し、本部長がこの体制を命じたとき	所属人員の全員をもって配備	所属人員全員をもってあたり、完全な水防態勢とする

- ② 非常配備体制要員として、待機班を置く。
- ③ 待機班は、管内の状況を把握するとともに常にラジオ放送等に注意し気象通報所、水防情報機関等と密接に連絡し有事のおそれがあると認められるときは直ちに総指揮者（総務部長）に連絡しその指揮を受けるものとする。
- ④ 非常配備についたときは、直ちにその旨を本部長（総務班）に報告し、適切なる指示を受けるものとする。
- ⑤ 非常配備についたときは、次に例示する資器材を点検するとともに、全力をあげて水防業務の遂行に努め、交替者との引継ぎを完了するまでは、勤務場所を離れてはならない。  
点検すべき資器材 ー 端末機、電話機、無線機、ファックス、水防諸用紙
- ⑥ 水防隊本部員の留意事項  
ア、水防隊本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。  
イ、水防隊本部員は、自らの配備時期を常に確認しておくとともに、非常配備体制中は、止むを得ない場合のほか、外出を避け待機しなければならない。

## 2 水防分隊の非常配備

水防分隊の非常配備は、副本部長（消防長）所轄のもと、消防団長（隊長）の命により、配備するものとし、次の3段階に分ける。

- ① 警戒配備（水防出動について準備警戒するもの）
  - ア、本計画に定める警戒水位に達するおそれがあると予想されたとき。
  - イ、出水による破堤、漏水または降雨によるがけ崩れ等のおそれが予測される時。
  - ウ、その他水防上必要と認めるとき。
- ② 出動待機（一定場所で水防に備えて警戒待機するもの）
  - ア、本計画に定める警戒水位に達したとき。
  - イ、ため池、用排水路に危険のおそれのあるとき。
  - ウ、堤防の漏水、決壊等の危険を感知または予測したとき。
- ③ 出動  
消防団長（隊長）の命令によるほか、水防のための出動を自ら感知したとき。

## 3 水防支隊の非常配備

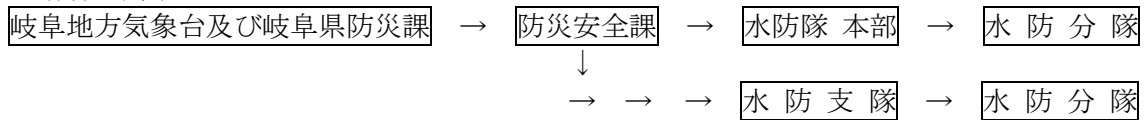
水防支隊の非常配備は、水防隊本部の要領に準じ実施するものとする。

## 4 非常配備の伝達

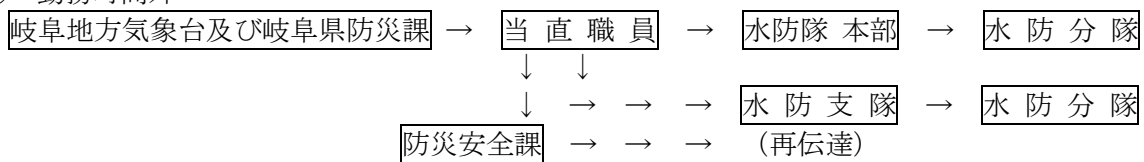
防災安全課は、岐阜地方気象台及び岐阜県防災課の防災情報通信システムにて、気象に関する警報等の伝達を受けたときは、庁内関係班に対しては庁内ネットワークで、水防支隊に対しては電話で、水防分隊に対しては消防本部を通じ所要の伝達を行うものとする。ただし、水防支隊における水防分隊への伝達は、支隊が行うものとする。

また、勤務時間外における伝達は当直職員が水防隊本部（非常配備体制要員）、水防支隊へ行き、防災安全課が水防支隊へ再伝達するものとする。

### ① 勤務時間中



### ② 勤務時間外



## 第3節 執 務

### 1 水防隊本部の執務

- ① 伝達を受けた水防隊本部員は、第2章第2節に定めるところにより非常配備につくものとする。
- ② 水防隊本部は、雨量・水位について2の②に定めるところにより報告を受け、適宜、情報連絡や水防指示等を行うものとする。
- ③ 水防隊本部は、指定河川に関して、県（恵那市隊）より水防警報および水防情報の伝達ならびに当該河川の水位が洪水特別警戒水位に到達した通知を受けたときは、速やかに関係水防支隊に対して所要の伝達を行うものとする。



- ④ 警報等に伴ってその対策を要するときは、警報等の伝達と併せて、または別個にその対策を指示または連絡するものとする。
- ⑤ 災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信施設もしくは無線設備による伝達ができない場合は、市地域防災計画に定めるところにより、放送機関に協力を要請して行うものとする。

## 2 水防支隊の執務

- ① 防災安全課から気象に関する水防に必要な予報警報の伝達を受けたときは、速やかに非常配備につくとともに、水防隊本部長に報告しなければならない。
- ② 雨量・水位について、水防隊本部へ報告をし、適宜、水害報告、情報連絡、応援の要求、現地指導、水防指示等を行うものとする。

## 第4節 解除

- 1 非常配備の解除は、水防活動に必要な予報警報が解除になったときとする。ただし、予報警報が解除になっても、水位が通報水位以下になるまでは非常配備を解除しない。
- 2 非常配備の解除は1のほか、水防隊本部長または水防支隊長が命ずる。なお、待機班については、待機班総指揮者が命ずる。
- 3 非常配備を解除したときは、水防支隊長は、直ちに水防隊本部長に報告しなければならない。

## 第3章 水防警報および特別警戒水位

### 第1節 予報警報の種類

予報および警報の種類は下記のとおりである。

種類	基準
水防活動用気象注意報 (大雨注意報)	強風、大雨等、重大な水害の起こる恐れがある場合の予報
水防活動用気象警報 (大雨警報又は大雨特別警報)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される警報。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用洪水注意報 (洪水注意報)	洪水によって災害が起こる恐れがある場合の予報
水防活動用洪水警報 (洪水警報)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される警報。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊があげられる。

### 第2節 知事が発表する水防警報

#### 1 水防警報の段階と内容

種類	内容
準備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等の通知
解除	水防活動の終了を通知
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知

#### 2 水防警報の発令基準

種類	内容
準備	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき
解除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り、水防活動の必要がなくなったとき
情報	適宜

#### 3 水防警報発令基準地点

(昭和32年4月2日告示第150号)  
(昭和54年4月31日告示第277号)  
(平成17年8月26日告示第642号)

河川名	区域	延長	水防警報発表責任者	対象水位観測所					出水判断の参考となる機関等	対応水防管理団体
				名称	位置	設置機関	水防団待機水位	氾濫注意水位		
中津川	中津川市尾鳩砂防えん堤から木曽川合流点まで	km 4.5	恵那土木事務所長	(テレ) 中津川	中津川市 中津川字 高橋	県	m 1.50	M 2.00	中津川 水位観測所	中津川市
木曽川	(左岸) 中津川市山口字賤母の長野県境から山の田川合流点まで	Km 16.5	恵那土木事務所長	(テレ) 落合	中津川市 山口雨乞石橋	県	m 7.00	m 8.30	落合 水位観測所 関西電力 落合発電所	中津川市
	(右岸) 中津川市坂下字上鐘から山の田川合流点まで	Km 14.0								

### 第3節 知事が発表する避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

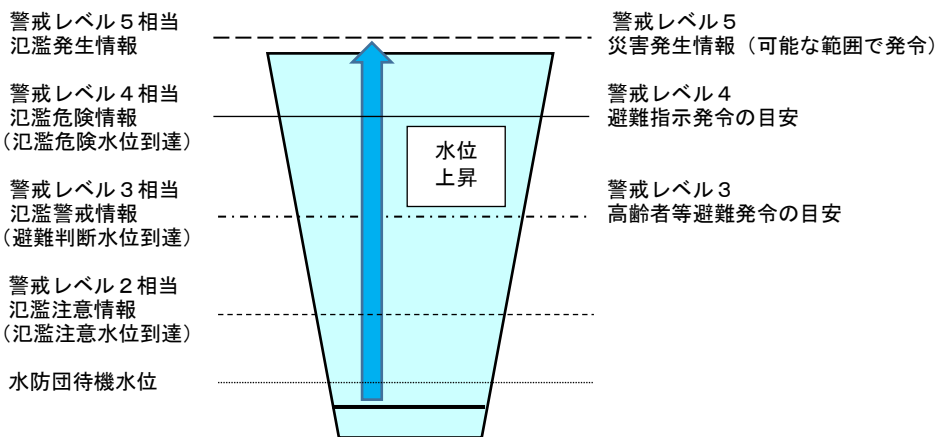
#### 1 種類および発表基準

種類	発表基準
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき

#### 2 避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達発表基準地点（知事が指定する水位（情報）周知河川）

河川名	区域	延長	水防警報発表責任者	対象水位観測所							対応水防管理団体
				名称	位置	設置機関	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
中津川	中津川市尾鳩砂防えん堤から木曽川合流点まで	km 4.5	恵那土木事務所長	(テレ) 中津川	中津川市 中津川字高橋	県	m 1.50	m 2.00	m 2.20	m 2.50	中津川市
木曽川	(左岸) 中津川市山口字賤母の長野県境から山の田川合流点まで	Km 16.5	恵那土木事務所長	(テレ) 落合	中津川市 山口雨乞石橋	県	m 7.00	m 8.30	m 8.50	m 8.80	中津川市
	(右岸) 中津川市坂下字上鐘から山の田川合流点まで	Km 14.0									

#### 《参考》



## 第4章 水防活動

### 第1節 監視と警戒

#### 1 常時監視

- ① 法第9条に基づき、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、速やかに、河川管理者（国土交通省管理区間にあつては多治見砂防国道事務所、県管理区間にあつては恵那土木事務所）に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- ② ため池等についても、①に準じ、巡視および措置をとるものとする。

#### 2 非常警戒

- ① 出動命令を発したときから水防区域の監視および警戒を強め、既往の被害箇所、水衝部その他重要な箇所を中心として堤防を巡廻し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに河川管理者に報告するとともに水防作業を開始するものとする。
  - ア、法の漏水、飽水による亀裂および崩壊または堤内地盤からの漏水
  - イ、水衝部の表裏法面の亀裂または崩壊
  - ウ、堤防天端の亀裂または沈下
  - エ、堤防の越水状況
  - オ、橋梁その他の構築物と堤防との取付部分の異常、または流木などの堆積状況
- ② ①の監視の結果、堤防を道路として兼用している区間において、堤体自体が危険であると判断した場合には、①の規定の措置をとるとともに、速やかに、道路法第46条の規定による通行の禁止または制限の措置をとり、他の道路管理者（国道にあつては多治見砂防国道事務所、県道にあつては恵那土木事務所）にも通行の禁止または制限の措置を要請するものとする。
- ③ ため池等については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。
  - ア、取水口の閉塞状況
  - イ、流域の山崩れの状況
  - ウ、流入水およびその浮遊物の状態
  - エ、余水吐および放水路付近の状態
  - オ、重ね池の場合はその上部のため池の状態
  - カ、樋管の漏水による亀裂および崩壊

#### 3 警戒区域の設定

- ① 法第21条および第24条により水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し無用の者の立入を禁止し、もしくは制限し、あるいはその区域内の居住者または水防現場にいる者を水防に従事させる。
- ② 法第22条に基づき、水防のために必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

### 第2節 ため池等の操作

- ① ため池等の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉等、適正な操作を行うものとする。

- ② ①の管理者は、毎年出水期に先立ち、門扉の操作等について支障がないよう点検整備しなければならない。

### 第3節 避難のための立退

- 1 水防管理者は、その管轄区域内において、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき必要と認める区域の居住者に対し、無線通信あるいは適切な広報網その他の方法により避難のための立退またはその準備を指示する。  
この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 避難のための情報および指示の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑な避難の確保を図るために必要な事項は、市地域防災計画に定める。

### 第4節 水防作業

#### 1 水防工法

水防工法は、発生した事案または状況に適応した処置を正確に判断し、利用可能な資器材を活用して実施するものであり、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果をあげる場合が多い。

しかし時には数種の工法を組み合わせ、はじめてその目的を達成することがあるため、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を行い、極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施行する。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法は、おおむね次のとおりである。

#### 水防工法の種類

原因	工法	施行箇所	効果	工法の概要
洗掘	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、洗掘し始めている箇所	流水を緩やかにし、川表が崩れるのを防ぐ 川表の淀欠けを防ぐ（緩流部）	樹木に重なり土のうを付けて流し局部を被覆する
	表シート張り工	川表が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川表の崩壊を防ぐ 吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ	川表の漏水面に防水シート等を張る
	立てかご工	急流部の川表法面、根固めが、洗掘、決壊のおそれがある箇所	過去に洗掘等した箇所の災害の再発を防ぐ	表法面を蛇かごを立てて被覆する
亀裂	折り返し工	堤防の天端に亀裂が生じた箇所（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ	天端の亀裂を挟んで両肩付近に竹をさし、折り曲げて連結する
	打ち継ぎ工	堤防の天端に亀裂が生じた箇所（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ	天端の亀裂を挟んで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する
	五徳縫い工	堤防の裏法、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ	裏法面の亀裂を竹で縫い、崩落を防ぐ
	かご止め工	堤防の裏法、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	裏法面や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ	裏法面に菱形形状に杭を打ち、竹または鉄線で縫う
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の天端や裏法面に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ	亀裂部分を挟んで杭を打ち、竹で結束する
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える	裏小段、裏法先平地に円形に積み土のうにする
	月の輪工	堤防裏側法面に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ	裏法に半円形に土のうを積み

越水	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ	堤防天端に土のうを数段積み上げる
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ	堤防天端に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ	堤防天端に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂または土のうを積む
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ	ビニロン帆布製水土のうを天端に置き、ポンプで水を注入する
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く
	裏シート張り工	越水またはそのおそれのある箇所の裏法面	越水による裏法面の崩壊を防ぐ	堤防裏法面を防水シートで被覆する
決壊防止	築き廻し工	堤防の表法面の先堀が進んでいる箇所 堤防天端まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ	裏法面に土のうを積む
	杭打ち積み土のう工	堤防の裏法面が崩れ、または崩れそうな箇所	裏法面の崩壊を防ぐ	法崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む
	土のう羽口	堤防の裏法面の崩れた箇所	裏法面の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出した竹を縫って固定する
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の先堀が見られる箇所	急流河川の流れを緩やかにする 堤脚先堀の拡大を防ぐ	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する

## 2 水防作業上の心得

- ① 水防作業を行う際は、自己の安全確保のため保安帽やライフジャケットなどを着用すること。
- ② 命令なくして部所を離れたり、勝手な行動をとらないこと。
- ③ 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもってこれにあたること。
- ④ 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動を行わないこと。
- ⑤ 命令および情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- ⑥ 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大のとき、またはその前後である。ただし、法崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の4分の3位に減水したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

## 3 応援協力

### ① 水防管理団体等の応援協力

ア、法第23条に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理団体等に対して応援を求めるものとする。

イ、応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

### ② 自衛隊の応援協力

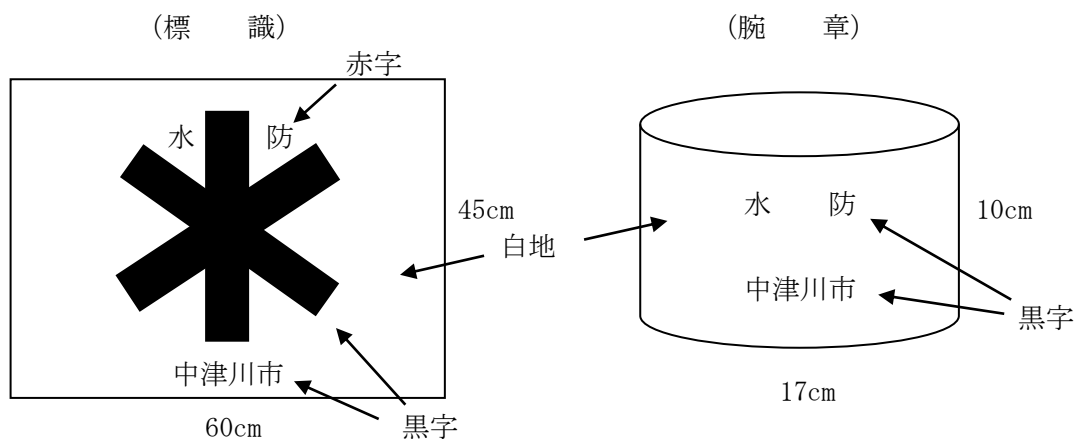
ア、災害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊法第83条第1項の規定により自衛隊の災害派遣要請の必要があると認めるときは、知事に派遣要請を要求するものとする。

イ、応援のため派遣された自衛隊の部隊（以下「派遣部隊」という。）ならびに県恵那支隊等との連絡を緊密にするための連絡場所を設け、責任者を定めて常に連絡窓口を統一し、作業の実施についても派遣部隊の現地指揮官と協議して行うよう努めるものとする。

ウ、派遣要請の手続き等については、市地域防災計画の定めるところによる。

## 第5節 水防標識

水防のため出動する職員および水防用緊急自動車の優先通行を確保するための標識は、次のとおりとする。



## 第6節 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

- ① 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
- ② 第2信号 消防団員および消防機関に属する者全員が、出動すべきことを知らせるもの。
- ③ 第3信号 当該水区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
- ④ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立退くべきことを知らせるもの。

水防信号は次表の方法によって表すものとする。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第4信号	乱打	1分 5秒 1分 5秒 1分 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
備考	1. 信号は、適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば、警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。こと。 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

## 第7節 決壊の通報と決壊後の処置

### 1 決壊の通報

堤防その他の施設が決壊又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちにその旨を所轄恵那土木事務所および恵那県事務所ならびに氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。

### 2 決壊後の処置

決壊後は速やかに応急水防工法を実施し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

## 第8節 費用負担と公用負担

### 1 費用負担

水防に要する費用は、法第41条の規定による当該区域を管轄する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額および負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と、応援した水防管理団体との間の協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額および負担の方法は、両者の協議によって定める。(法第42条)

### 2 公用負担

① 法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは水防管理者、消防団長または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア、必要な土地の一時使用

イ、土石、竹木その他の資材の使用または収用

ウ、車両、その他の運搬具または器具の使用

エ、工作物、その他の障害物の処分

② 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者等にあつてはその身分を示す証明書を、その他水防管理者等の命令を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

第 号	
公 用 負 担 権 限 証 明 書	
身 分	
氏 名	
上記の者は	水防管理者 消防団長氏名 の命に基づき〇〇の区域における水防法第28条第1項の 消防機関の長
権限を行使するものであることを証明する。	
年 月 日	
	水防管理者 氏 名 印
	〔消防団長〕 〔消防機関の長〕



### ③ 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証				
負 担 者				
住 所 氏 名				
物 件	数 量	負担内容(使用、収用、処分等)	期 間	摘 要
年 月 日				
命 令 者 氏 名 印				

### ④ 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

## 第9節 水防記録と水防報告

### 1 水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく次の事項をとりまとめた水防記録を作成し、これを保管するものとする。

- ① 天候の状況および警戒中の水位観測表
- ② 警戒出動および解除命令の時刻
- ③ 消防団員または消防機関に属する者の出動時期および人員
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防その他の施設等の異常の有無およびこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資材の種類および員数とその消耗分および回収分
- ⑦ 法第28条による収用または使用の器具、資材の種類および数量ならびに使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量およびその事由ならびに除去の場所
- ⑨ 土地を一時使用したときは、その箇所および所有者の住所氏名とその事由
- ⑩ 応援の状況
- ⑪ 居住者の出動の状況
- ⑫ 警察の援助状況
- ⑬ 現場指揮者氏名
- ⑭ 立退の状況およびそれを指示した理由
- ⑮ 水防関係者の死傷
- ⑯ 功労者およびその功績
- ⑰ 事後の水防に考慮する必要がある点、その他所見
- ⑱ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所およびその損傷状況
- ⑲ その他必要な事項

## 2 水防報告

- ① 水防活動を実施したときは、水防活動実施報告書（第1号様式）を作成する。
- ② 次の調査対象期間ごとに、その期間終了後4日以内に恵那土木事務所長あて2部提出する。

調査対象期間	① 1月1日～5月末日
	② 6月1日～7月末日
	③ 8月1日～9月末日
	④ 10月1日～12月末日

ただし、当該期間内において水防活動を行わなかった場合は、報告の必要はない。

## 第10節 水防訓練

- 1 水防訓練に関する計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防訓練を実施する。
- 2 市の水防訓練は、毎年1回以上実施する。
  - ① 実施要領 水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いため、次の実施要領に基づいて十分訓練を行うものとする。
    - ア、観測
    - イ、通報
    - ウ、動員
    - エ、輸送
    - オ、工法
    - カ、避難
  - ② 実施期間 6月までに行うものとする。

## 第5章 水防施設

### 第1節 水防倉庫

#### 1 市の水防倉庫

市が管理する水防倉庫は、次のとおりである。

	水防倉庫名	水防倉庫の位置
1	中津川 水防倉庫	中津川市 かやの木町地内
2	島田 //	// 中津川字島田地内
3	四ツ目川 //	// 中津川字下沢地内
4	落合 //	// 落合字馬場渡地内
5	阿木 //	// 阿木字加目割地内
6	坂下 //	// 坂下 437-1 地内
7	付知 //	// 付知町字藤山 3971-3 地内
8	福岡 //	// 福岡地内

※ 苗木、坂本、神坂、川上、加子母、蛭川、山口地区においては、各地域・総合事務所に水防資器材を保管しておくこととする。

#### 2 水防倉庫の資材基準量

水防管理団体は、あらかじめ水防に必要な資材、器具を整備しておかなければならない。一般水防倉庫（33㎡）の整備基準量、次のとおりである。

種類	坑木	空俵 (または麻袋)	鉄線	縄	まき	たこ	掛矢	担棒	シャ ベル	鋸	斧	ペンチ	もっこ (その類)
数量	本 300	枚 750	kg 75	kg 280	把 30	丁 5	丁 8	本 15	丁 8	丁 5	丁 5	丁 2	枚 8

### 第2節 土のう用土砂採集予定地および確保

土のう用土砂採集予定地は下記のとおりとする。その他必要とおもわれる場所には、砂等を確保しておくものとする。

《予定地》

中津地区

吉川工務店(株)砂利工場 中津川市中津川字大西地内

恵北建設工業(株) 中津川市駒場字西山地内

苗木地区

付知川砂利採取(株) 中津川市苗木字並松地内

坂本地区

太建砂興産(株) 中津川市千旦林字岩屋堂地内

恵那峡サンド(株) 中津川市茄子川字中畑地内

落合・神坂地区

吉川工務店(株)中津川生コン工場(砂置場) 中津川市落合字下笹目地内

阿木地区

阿佐木土木(株) 中津川市阿木字青木地内

山口・坂下・川上・加子母・付知・福岡・蛭川地区 … 恵北建設業協同組合

《確保》

中津川市かやの木町地内	…	国道19号中津川バイパス中津川大橋下(建設課資材置場)
中津川市かやの木町地内	…	消防本部(中消防署)
中津川市茄子川字中垣外地内	…	西消防署
中津川市田瀬地内	…	北消防署
中津川市加子母地内	…	加子母分署
地域事務所	…	苗木、坂本、落合、阿木、神坂
地域総合事務所	…	山口、坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川

### 第3節 水防施設および資器材

水防施設、器材、資材の現有量は、市地域防災計画(資料編)に記載のとおりであるが、不測の事態に備えて平時から資器材の調達先については配慮しておくものとする。

## 第6章 重要水防箇所

### 第1節 定義

堤防の破堤、河川からの越水、氾濫により人命、財産に重大な被害を及ぼす箇所、水防活動を重点的に行う必要のある箇所をいう。

### 第2節 重要水防箇所

- 1 常時監視を要する河川、ため池、ならびに土石流危険渓流等は、市地域防災計画（資料編）に記載のとおりである。

参考

- ・電子ハザードマップ
- ・土砂災害危険区域図
- ・浸水想定区域図

- 2 市は、常に当該箇所の現況把握に努めるとともに、その水防対策の確立を図るものとする。また、河川およびため池の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めるものとする。